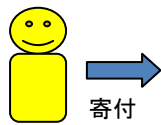


CIESF（シーセフ）は公益財団法人になりました

「すべてのはじまりは教育であり、人の育成こそがカンボジアを救うことになる」と決心してから 3 期目。CIESF は、平成 22 年 5 月 20 日に、内閣府の認定を受け、公益財団法人 CIESF(シーセフ)として、新たな出発をいたしました。これにより、CIESF に寄付をしてくださった場合に、寄付金控除等の税の優遇措置を受けることができます。

「寄付金控除（公益財団法人） 寄付者に対する税の優遇措置」

◆個人の方からのご寄付



寄付者(個人)

一般財団法人 控除されません

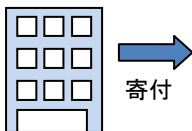
公益財団法人 確定申告の際に、年間所得の 40%を限度とし、寄付金額 -2000 円を課税所得から控除

例) 年間所得が 800 万円で、200 万円寄付した場合(800 万円の 40%である 320 万円までが控除限度額)
200 万円 - 2000 円 = 199 万 8000 円(年間所得から控除される)

※確定申告書提出の際に、CIESF が発行した領収書を添付してください。

(所得税法施行令第 217 条第 1 項第 3 号)

◆法人からのご寄付



寄付者(法人)

一般財団法人 一般損金算入限度額

公益財団法人 ①一般損金算入限度額
(資本金の金額 × 2.5/1000 + 年間所得金額 × 2.5/100) × 1/2
+
②特別損金算入限度額
(資本金の金額 × 2.5/1000 + 年間所得金額 × 5/100) × 1/2

例) 資本金 1000 万円、年間所得 1000 万円
①137500 円 + ②262500 = 400000 円(控除額)

※公益法人の場合、上記①と②両方の合計金額を損金算入することができます。

◆相続または遺贈により財産を修得した方が相続財産をご寄付

相続税の算定において、公益法人に対して相続税の申告期限内に寄付した相続税は、一定の場合を除いて、相続税の課税対象から除かれます。相続税の申告書に、CIESF が発行した領収書を添付して、税務署に提出してください。